

(裏面)

就学支援金申請書類の入手・提出方法について

① 前回マイナンバーを提出し就学支援金の認定を受けたご家庭

前回は提出いただいたマイナンバーで今回も審査を行います。**ご自宅に書類が郵送されないご家庭は原則、手続不要です** (下記②の場合を除く。)

② 前回マイナンバーを提出し就学支援金の認定を受けたが、住所や保護者に変更があったご家庭

就学支援金の申請書を提出し、住所の変更を申告していただく必要があります。申請書を経営企画室へ受け取りに来てください。

※状況によって、マイナンバー情報が必要になります。その場合は別途ご案内します。

③ 前回マイナンバー以外で就学支援金の認定を受けたご家庭

申請書と収入確認書類 (マイナンバー、令和5年度住民税 (非) 課税証明書または令和5年1月1日時点で生活保護を受給していることので確認できる生活保護受給証明書) の提出が必要です。ご自宅に申請書を郵送しますので、**提出期限まで**に必ずご提出ください。

④ 引き続き、就学支援金を申請しないご家庭 **【申請しない場合も書類の提出が必要です!!】**

ご自宅に不申請意向確認書を郵送します。**提出期限まで**にご提出ください。

また、多子世帯支援事業の申請を希望されるご家庭は、経営企画室で申請書類を受け取り、**提出期限まで**にご提出ください。ただし、**令和5年度すでに認定のご家庭は申請不要です**。

⑤ 前回不申請または不認定であったが、就学支援金の受給を希望されるご家庭

ご自宅には不申請意向確認書のみをお送りしています。お手数をおかけしますが、経営企画室へ申請書類を受け取りに来た上で、**提出期限まで**にご提出ください。

申請書と収入確認書類 (マイナンバー、令和5年度住民税 (非) 課税証明書または令和5年1月1日時点で生活保護を受給していることので確認できる生活保護受給証明書) の提出が必要です。

※前回マイナンバーを提出して不認定となったご家庭については、申請書のみ提出で審査を行うことができます。

提出期限 令和5年7月14日 (金) 17時 (必着)

★経営企画室窓口へ提出 (生徒でも可) または郵送 (簡易書留またはレターパック) してください。

同時にお配りした「令和5年度 東京都国公立高等学校等『奨学のための給付金』制度の御案内」(カラー印刷) について、申請書類を**7月10日 (月) から**経営企画室にて配布します。

なお、認定の可能性が高いと見込まれるご家庭については、8月中旬に申請用紙をご家庭に郵送する予定です。提出期限は**9月15日 (金) 17時 (必着)** です。

※早期給付申請した新入生も改めて申請が必要です!

【問合せ先】

〒179-0071 東京都練馬区旭町2-1-35

東京都立光丘高等学校 経営企画室

電話 03-3977-1501 (平日 8:30~17:00)